

第5章 計画の推進に向けて

1 実行性の確保に必要な要素

2 実行性の確保策

章番号	概要
第1章 (過去と現在)	計画の立ち位置、「公共施設等の再生」に関する本市の取り組みの過程や現状に触れ、今後の課題及び解決の方向性を整理する。
第2章 (目的、目標、基本方針)	第3次公共建築物再生計画に関する目的、目標及び基本方針を整理する。
第3章 (事業計画)	具体的な各施設の事業計画(ロードマップ)を示す。
第4章 (事業計画立案の考え方)	第3章で示した事業計画の根拠となる、改修の優先順位や方法に関する考え方を示す。
第5章 (実行性の確保策)	第3次公共建築物再生計画の実行性を確保するための方法や考え方を示す。

第5章 計画の推進に向けて

公共建築物の老朽化対策として、既存施設の建替えや改修などの事業を実施する期間中は、現在稼働している施設の利用制限が生じることがあります。また、複合化や機能停止によって施設の統廃合が生じる場合もあり、利用者である市民の理解は必要不可欠です。

更に、市民ニーズの変化や開発による「まちの姿」の変化などの市だけでは決めることができない要素もあり、これらの変化が生じた場合には柔軟に計画を見直さなければなりません。

このように、「公共施設等の再生」の実行性を確保していくためには、常日頃から具体的に事業を実行していく市と利用者である市民がお互いについて情報を共有し、共感することや、市内の各組織が自らの責任を自覚し、スムーズな市内での意思決定ができる体制をつくる必要があります。

5.1 実行性の確保に必要な要素

(1) 共有・共感の環境づくり

第1章でも触れたとおり、公共施設を建設した当時と比べて社会環境や財政状況が大きく変化している現状の中で、本計画の目的を達成するためには、建設した当時と同等に改修していくことは困難です。

そのため、市だけではなく施設を実際に利用する市民と協力してよりよいものを考えていく必要があります。そのためには、「市の現状についての情報共有」と「市のあり方についての共感」が必要不可欠です。また、「共有」についても、「感情の共有」なのか「情報の共有」なのかによってアプローチは異なります。

これは、事業実施段階だけでなく、計画を見直す段階でも必要な要素であることから、この取り組みは常日頃から行われていなければ意味がありません。

そのため、「共感」のために「共有」が必要な情報は何で、どの様になればよいのかということを整理します。

①「共感」のための「共有」

まず、本計画において「共感」を以下の様に定義します。

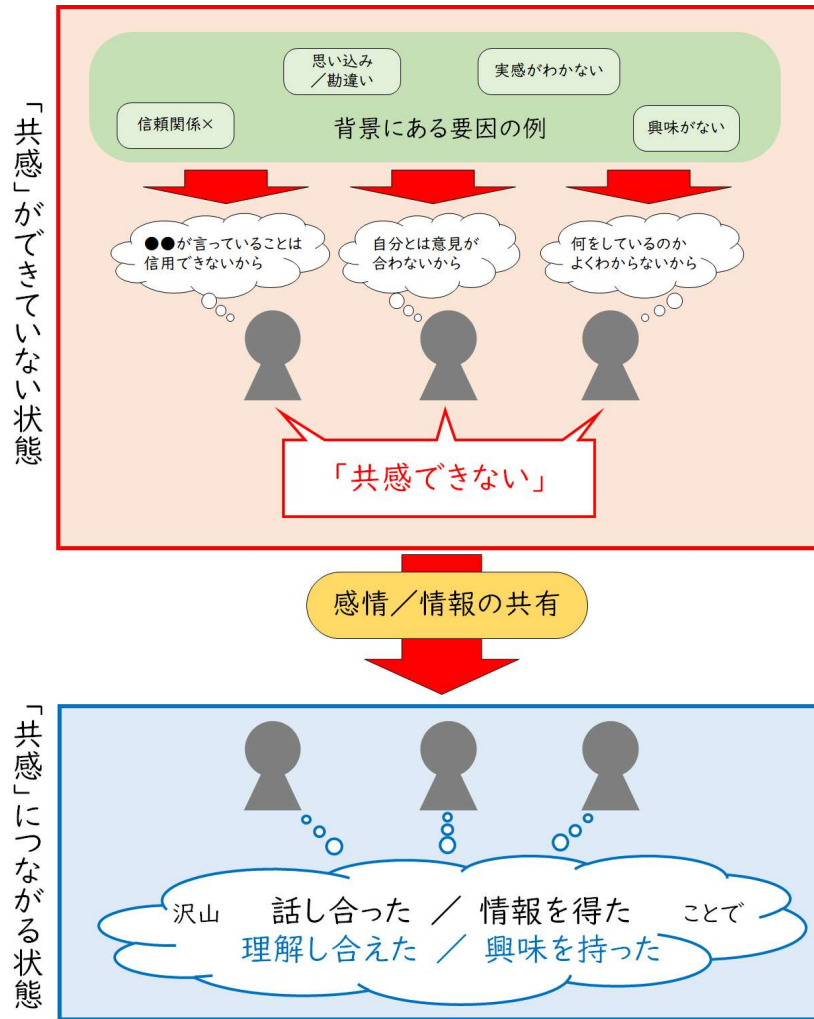
【共感の定義】

他人の意見や感情などについて、自分のこととして理解すること

これが達成できていない状態が「共感できない」ということになりますが、この「共感できない」理由や背景は人によって異なります。

ただし、共通する要因として「情報や感情の共有が足りていない」ことがあると考えられるため、「共感」のための「共有」が必要不可欠です(図表5-1参照)。

図表5-1 「共感」ができていない状態と「共感」につながる状態



「共感」のための「共有」に関するポイントと、これを踏まえて、共有や共感が必要な要素や、考えられる手段について以下の様に整理しました。

【「共感」のための「共有」に関するポイント】

- 何のため : 公共建築物の老朽化対策を実行するため
- 誰と : 市と市民
- 何を : 本市の現状やとりまく環境、今後の見通し
- 例・本市が所有する施設の劣化状況
- ・本市の人口の推移、推計や財政状況
- ・国や他の地方自治体の動き、社会環境の変化 など
- いつ : 常日頃から
- どの様に : 共有する要素と場の充実

ア. 共有が必要だと思われる要素

本市の状況

- ・人口推移、推計
 - 市全体、地域別、年齢別 など
- ・各公共建築物の情報
 - 基本情報（竣工年度、経過年数、劣化状況 など）、利用者の推移・推計、改修履歴、フルコストによるコスト情報 など
- ・各種計画の予定と進捗
 - 進捗の要因、今後の影響 など
- ・財政状況
 - 各年度の決算の推移や、今後の見通し など

本市以外の状況

- ・国の動向
 - 法改正 など
- ・他の地方自治体の動向
 - 公共施設等の再生に関する事例 など
- ・その他の動向
 - 物価の推移、社会環境の変化 など

イ. 考えられる手段

ツール

- ・市の広報媒体
 - HP、広報誌、公式 SNS など

場

- ・常設している場
 - 情報公開コーナー、広報掲示板 など
- ・随時開催する場
 - 研修、ワークショップ、まちづくり出前講座 など

「公共施設等の再生」の取り組みを市と市民で協力して進めていくため、これらの要素、手段を効果的に共有することで、共感につなげていくことが必要になります。

(2) 庁内各組織の責任の明確化

(1)に示す市と市民の情報の共有、共感だけではなく、円滑な事業の実施や計画の見直しを実現するためには、庁内の各組織が自らの責任をしっかりと意識し、先を見据えて行動していかなければなりません。

そのため、各施設を所管する課（以降「各施設所管課」と言います。）※に加え、本計画を所管している資産管理課、公共建築物の改修を総括する施設再生課及び当該2課を総括する資産管理室の責任について明確にし、いつまでに何をどの様に実行していくのか、ということ具体的に定める必要があります。

※ 本計画において「各施設所管課」とは、「習志野市行政組織規則」及び「習志野市教育委員会行政組織規則」などにより、事務分掌として施設の建築、維持管理及び運営等に関することを定められている課（同規則において出先機関を所管することを定められている課も含む）とします。

例. 市庁舎 ・施設所管課：契約検査課
・事務分掌：庁舎及び庁舎附帯施設の管理及び保全に関すること。

学校施設 ・施設所管課：教育総務課
・事務分掌：学校施設の建設及び維持管理に関すること。

①各施設所管課の責任

「公共施設等の再生」の取り組みを行う上では、各施設所管課は単に「現存する施設を維持管理する」だけではなく、「各課が提供すべきサービスを実現できる施設となる様に老朽化対策を実施していく」ということを意識しなければいけません。

このことから、各施設所管課が果たすべき責任は以下ようになります。

【各施設所管課が果たすべき責任】

提供するサービスを実現できる施設となる様に老朽化対策を行う

事業実施段階

・市民ニーズを踏まえたサービスの提供を実現するために必要な事業を実施する

計画の見直し段階

・見直し後の期間における各施設の方向性、改修の必要性などについて整理

随時

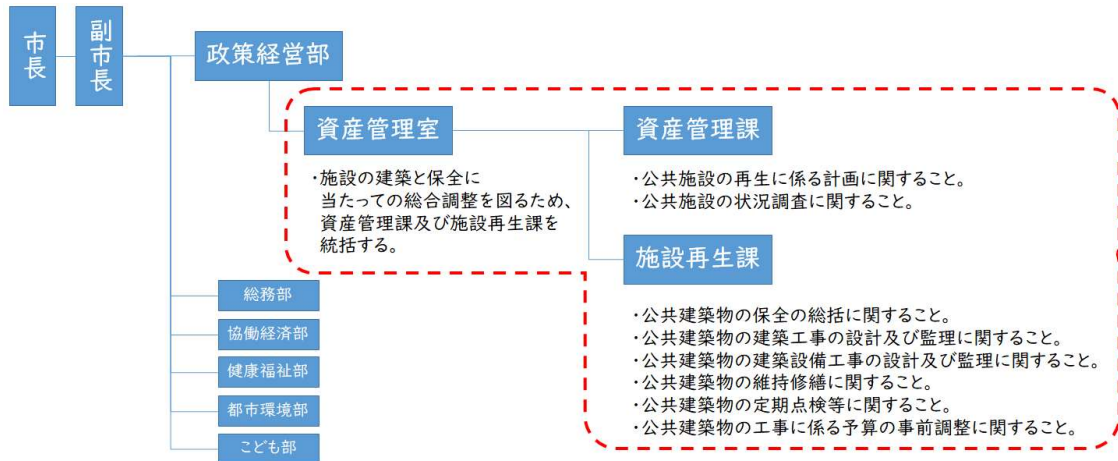
・市民ニーズや社会環境の変化などを踏まえて、所管する施設の今後のあり方について検討する。

②資産管理室の責任

図表5-2に、本市における資産管理室の立ち位置を示します。

図表中の事務分掌が「公共施設等の再生」に関わるものであり、資産管理室は本市における「公共施設等の再生」の取り組みを主導的に進めていく立場であることが明記されています。

図表5-2 本市における資産管理室の立ち位置



このことから、資産管理室及びそこに所属する資産管理課並びに施設再生課が果たすべき具体的な責任は以下ようになります。

【資産管理室の責任】

公共建築物の老朽化対策を主導的に進めていく

ア. 資産管理課

事業実施段階

- ・施設所管課が実施する事業について、施設の現状、財政状況、社会環境の変化などの本市をとりまく状況を考慮し、再生計画への今後の影響を検証。
- ・必要に応じて、事業手法や実施時期について、各施設所管課及び施設再生課との調整やアドバイスなどを行う。

計画の見直し段階

- ・見直し後の期間における各施設の方向性、改修の必要性、事業手法の可能性などについて、各施設所管課とのヒアリングを実施。
- ・ヒアリング結果、見直し時期における本市をとりまく状況等を考慮し、必要に応じて各施設所管課及び施設再生課と調整のうえ見直しを実施。

随時

- ・国や他の地方自治体、その他の団体等の動向の把握や事例研究をし、庁内外へ情報共有を図る。
- ・再生計画の進捗管理を行い、庁内外へ情報共有を図る。
- ・事業手法などに関する各施設所管課からの相談に対してアドバイスを行う。

イ. 施設再生課

事業実施段階

- ・施設所管課が実施する事業手法の調整
- ・施設所管課及び事業委託先業者間の調整

計画の見直し段階

- ・必要に応じて施設所管課及び資産管理課と調整のうえ計画の見直しを実施。

随時

- ・突発的に生じた施設の不具合について、施設所管課と調整して修繕を実施。

5.2 実行性の確保策

5.1を踏まえた具体的な取り組みは以下のとおりです。

(1) 共有・共感の環境づくり

市が把握している情報を積極的に発信し、市と市民でこれを共有・共感して「公共施設等の再生」の取り組みを着実に進めていくために、以下の取り組みを実施します。

①要素の強化

本市の状況に関する情報の拡充

各施設の劣化状況を共有するため、施設カルテなどに劣化が進行している箇所の写真、改修履歴などを添えて各公共建築物の情報の拡充を図ります。

本市以外の状況に関する情報の拡充

「公共施設等の再生」に関わる国の法改正や、他の地方自治体における事例、社会環境の変化などの動向に関する情報を随時発信します。

例)・法改正の内容の紹介と再生計画に与える影響

・他の地方自治体の取り組み事例の紹介と本市が採用した場合の効果

②手段の強化

市の広報媒体の強化

市民意識調査などの結果から、情報の共有が図れていない市民の属性と、その要因を把握し、既存の広報媒体の更なる活用や新たな広報媒体を取り入れます。

例)・再生計画の進捗とその要因に関する定期的な広報誌への掲載

・再生計画の考え方、進捗状況などを開設した動画の定期的な配信

場の強化

「まちづくり出前講座」などの市民からの要望があった際に随時開催する場に加え、市が主体的かつ定期的に情報を共有できる場を設けます。

また、その様な場を設けている旨について、市の広報媒体などを活用して周知します。

例)・まちづくり会議において再生計画の進捗と要因を定期的に報告

・職員、市民を対象とした研修、ワークショップの定期的な開催(動画配信含む)

(2) 庁内各組織の責任の明確化

5.2(1)で示した各施設所管課及び資産管理室におけるそれぞれの責任を果たすために、以下の取り組みを実施します。

①各施設所管課の取り組み

施設のあり方に関する検討

第4章で示した、建築後の一定の時期に実施する今後の施設のあり方の検討に限らず、日頃から施設利用者のニーズの把握や、所管する施設が提供するサービスのあり方について民間移譲や民間活力の導入などを含めた事例研究を行い検討する。

市民との共感・共有のための取り組み

所管する施設における、5.2(1)に示した「公共施設等の再生」のための共有・共感の環境づくりの取り組みを実施する。

資産管理室との情報共有

各施設所管課における取り組み内容について、現状と課題及び今後の方向性を資産管理室に報告し、必要に応じて助言を受け、取り組みを着実に進める。

②資産管理室の取り組み

「公共施設等の再生」に関する取り組みの情報共有の仕組みづくり

(1)及び本節で示した取り組み内容について、庁内及び庁外へ情報共有する仕組みを早期に構築します。

事務フローの明確化

予算編成、予算執行、計画策定や見直し時及びその他平時において、各課が対応の漏れや遅れが生じさせない様にするため、タイムスケジュール及び必要となる手続き等について標準的な事務フローを作成して庁内で共有する。

各施設所管課における取り組みの進捗管理、情報共有

①で示した各施設所管課における取り組みについて、資産管理室で進捗を管理し、必要に応じて指導、助言を行う。

また、当該進捗について庁内及び庁外へ展開し、現状や課題及び今後の取り組みの方向性について共有を図る。

「公共施設等の再生」に関する研究

「公共施設等の再生」の取り組みに関する国の方針や他の地方自治体の取り組み事例を研究し、庁内及び庁外へ展開・共有する。

（研究内容の例）

- ・市民協働、官民連携（産学官連携を含む）、公共交通との連携及び広域連携などの庁外組織との連携による「公共施設等の再生」の可能性

職員研修の定期的な開催

全庁的な取り組みである「公共施設等の再生」に関する本市の基本的な考え方や、それに基づく本計画の立ち位置、目的などについて庁内で共有するため、定期的な職員研修を開催する。

その際、講義形式だけでなく、グループワークなどを交え、利用者である市民にとって何が本当に必要なのか、理想の姿と現状との差異はあるのか、あるとしたら何をどうすればよいのか、など、各施設所管課が主体的に考え、行動するための土台となるものとする。

また、研修の結果については庁内だけでなく市民にも共有する。

市民との共感・共有のための取り組み

5.2(1)に示した「公共施設等の再生」のための共有・共感の環境づくりの取り組みを主導して進める。

また、各施設所管課における同取り組みについて、必要な助言を行う。

施設の改修に関する事項の総括する

各施設の改修等に関する予算要求の際には、事前に資産管理室において各施設所管課と協議し、今後の施設のあり方を踏まえた上で、施設の劣化状況、改修の必要性、改修方法などを総合的に判断し、資産管理室が要求内容を総括する。

（総括する内容例）

- ・今後の施設のあり方を踏まえた要求理由
- ・改修時期や方法について、再生計画との差異及びその要因
- ・予算化された場合に今後の財政状況へ与える影響
- ・改修による施設の利用制限など事業執行の際に生じる影響
- ・考えられるその他の手法を選択した場合のコスト比較 など